

2022年5月16日

各 位

会 社 名 S A N E I 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 岡 利 明
(コード番号：6230 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 コ ー ポ レ ー ト 本 部 長 早 川 徹
TEL. 06-6972-5955

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を、2022年6月28日開催予定の当社第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを変更し、電子提供措置等の規定(変更案第14条)とするものです。
- ② 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするための規定を設けるものです。
- ③ 変更案第17条は、株主総会議事録への議長及び出席した取締役の記名押印を電子署名でも可能とするための変更となります。
- ④ 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第13条(条文省略)	第1条～第13条(現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	
第14条 当社は、株主総会の招集に関し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載また</u>	(削 除)

は表示をすべき事項に係る情報を、
法務省令に定めるところに従いイン
ターネットを利用する方法で開示す
ることにより、株主に対して提供し
たものとみなすことができる。

(新 設)

第 15 条～第 16 条 (条文省略)

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要
領及びその結果並びにその他の法令
に定める事項は、議事録に記載又は
記録し議長及び出席した取締役がこ
れに記名押印する。

第 18 条～第 50 条 (条文省略)

(新 設)

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、
株主総会参考書類等の内容である情
報について、電子提供措置をとるも
のとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項
のうち法務省令で定めるものの全部
または一部について、議決権の基準日
までに書面交付請求した株主に対し
て交付する書面に記載しないことが
できる。

第 15 条～第 16 条 (現行どおり)

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要
領及びその結果並びにその他の法令
に定める事項は、議事録に記載又は
記録し議長及び出席した取締役がこ
れに記名押印又は電子署名する。

第 18 条～第 50 条 (現行どおり)

(附則)

1. 現行定款第 14 条 (株主総会参考書類等
のインターネット開示とみなし提供) の削
除および変更案第 14 条 (電子提供措置等)
の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生
ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月
末日までの日を株主総会の日とする株主
総会については、現行定款第 14 条はなお
効力を有する。

3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項
の株主総会の日から 3 か月を経過した日
のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日

(2) 定款変更の効力発生日 2022年9月1日

(注) 上記の内容につきましては、2022年6月28日開催予定の当社第62回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上